**電気設備設置（変更）届出書**

　建物の内外に、一定規模以上の電気設備を設置（増設、改設、移設を含む）しようとする場合は、設置工事の7日前までに届出が必要です。

　設置工事後、原則として管轄署による現地調査を行います。

　なお、本届出の届出者については、設置する建物の関係者（所有者、管理者、占有者）であり、電気設備の工事施工者ではありません。

届出が必要となる電気設備

１．高圧または特別高圧の変電設備（全出力５０キロワット以下のものを除く）

２．急速充電設備（全出力５０キロワット以下のものを除く）

３．燃料電池発電設備（酒田地区火災予防条例（以下「条例」とする。）第８条の３第２項または第４項に定めるものを除く）

４．内燃機関を原動力とする発電設備のうち、固定して用いるもの（条例第１２条第４項に定めるものを除く）

５．蓄電池設備（蓄電池容量が２０キロワット時以下のものを除く）

届出・申請方法

|  |  |
| --- | --- |
| 窓口及び郵送 | 電子申請 |
| 消防本部予防課または  最寄りの消防署・各分署で受付可 | 可 |

届出先及び届出・申請手順

　●届出先

　　消防本部予防課または最寄りの消防署・各分署

　●届出・申請手順

**１．窓口に提出する場合（持参する書類等）【各２部（正・副）】**

* 電気設備設置（変更）届出書
* 電気設備を設置する防火対象物の案内図、配置図及び平面図
* 電気設備の概要表、配置図（建築物等との離隔を記載したもの）、立面図、構造図、接続図、仕様書、製造事業者による構造確認報告書等（認定品、消防長が認める火災予防上支障がない構造を有するキュービクル式の設備等の場合）
* 電気設備を設置する室の平面図、構造図、室内仕上表、建具表、排気筒その他ダクトの系統図
* その他補足資料等

**▲注意事項**

・窓口での受付は、午前8時３０分～午後5時１５分となります。（消防本部予防課での受付は、土、日、休日及び年末年始を除く上記の時間。）

・設置工事完了後、管轄署による現地調査を実施しますので、あらかじめ、または受付時に日程について相談してください。

**２．郵送する場合（封入する書類等）【各２部（正・副）】**

* 上記「１．窓口に提出する場合」に記載の書類等
* 返送用封筒（宛名を記入し、切手を貼付）

**▲注意事項**

・記入漏れ等の不備がある場合、受理できない場合がありますので、内容等を確認し郵送してください。なお、届出、申請内容について担当者に問い合わせる場合があります。

・設置工事完了後、管轄署による現地調査を実施しますので、あらかじめ日程について相談をするか、または、受付後に日程調整のご連絡をさせていただきます。

**３．電子申請する場合【各届出書1部（正）】**

* 上記「１．窓口に提出する場合」に記載の書類等を添付し、消防本部予防課または最寄りの消防署・各分署のメールアドレス宛に送付してください。

　　▲**注意事項**

　　　・設置工事完了後、管轄署による現地調査を実施しますので、あらかじめ日程について相談をするか、または、受付後に日程調整のご連絡をさせていただきます。

　　　・その他、電子申請に関する注意事項については、ホームページをご確認ください。

その他

・届出の要否について、ご不明な点がありましたら、消防本部予防課または最寄りの消防署・各分署にお問い合わせください。

・消防用設備等（屋内消火栓設備、スプリンクラー設備等）の非常電源となっている電気設備を設置（増設、改設、移設含む）する場合は、事前に消防本部予防課に相談してください。

・設置する電気設備によって、構造、離隔距離及び設置方法等が異なりますので、事前に消防本部予防課または最寄りの消防署・各分署にご相談ください。

問い合わせ先

消防本部予防課または最寄りの消防署・各分署

電話番号等の連絡先は、[消防本部・消防署　総合案内](https://www.city.sakata.lg.jp/bousai/syobokyukyu/syobohonbugaiyo/fire-information.html)でご確認ください。